

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第六十四号）（公営企業・総務課）

一 趣旨

県の一般職員に準じ、企業職員の給与の基準を改定するもの

二 内容

- (一) 扶養手当（子に係るものを除く。）の支給対象となる職員の範囲を限定
- (二) 給与の減額の対象となる休暇の追加等
 - ア 介護時間の新設に伴い、無給の休暇の種類を追加
 - イ 部分休業の対象となる子の範囲を拡大

三 施行期日

平成二十九年四月一日

ただし、(二)については平成二十九年一月一日